

報道関係者各位

平成29年4月27日

【照会先】

神奈川県労働局雇用環境・均等部企画課

課長 長久保 茂

課長補佐 山口 誠

(電話) 045-211-7357

神奈川県労働局が神奈川県と協働して取り組む課題について方針を策定

－平成29年度神奈川県雇用施策等実施方針－ (地域の利用者の立場で協働を深める)

神奈川県労働局と神奈川県は、地域の実情に即した施策を推進するため、別添の「平成29年度神奈川県雇用施策等実施方針」を策定しました。

この方針を踏まえ、平成29年度においても、雇用・労働施策の全般について、神奈川県労働局と神奈川県が協働して取り組んでまいります。

神奈川県労働局が神奈川県と協働して取り組む事項（ポイント）

1 雇用を通じて誰もが参加できる社会の実現

(1) 神奈川県労働局長を本部長とし、神奈川県、教育委員会、経済団体及びその他自治体等を構成員とする「神奈川県新卒者等就職・採用応援本部」を核とし、地域関係機関が一体となって神奈川県における新卒者の就職支援を実施します。

また、神奈川県知事と神奈川県労働局長が直接県内経済団体を訪問し、新卒者の雇用機会の確保等について協力要請を行います。

(2) 「かながわ若者就職支援センター」と「わかもの支援コーナー」及び「横浜新卒応援ハローワーク」が一体となって、若年者への就職支援を行います。

また、若者応援宣言事業を推進し、ハローワークに若者を対象とした求人を提出した企業のうち、若者の採用・育成に積極的に詳細な企業情報・採用情報を公表する中小・中堅企業を積極的に支援します。

(3) 神奈川県が主体となり設置した「神奈川県生涯現役促進協議会」に協力し、高齢者の就労に向けた支援を行うとともに、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」ハローワークコーナーにおいて、高齢者の職業相談・職業紹介を実施します。

また、シルバー人材センター事業の推進を神奈川県と連携して行います。

2 働き方改革の推進、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保

(1) 過労死等防止対策の推進について、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進するとともに、過労死等防止啓発月間（11月）における「過労死等防止対策推進シンポジウム」等の取組について、神奈川県と協働します。

(2) 長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等を推進するため、「神奈川県働き方改革推進本部」及び「神奈川県働き方改革会議」の取組方針の下、神奈川県と連携して、管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを実施し、各企業等における働き方改革を促進します。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進のための講演会の開催等を行います。

(3) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する「過重労働解消キャンペーン」における取組結果等を踏まえ、セミナーの開催や労働相談会の実施など相談体制の整備等に取り組めます。

(参考)

雇用対策法第31条（国と地方公共団体との連携）

国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

雇用対策法施行規則第13条

都道府県労働局は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他も雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条文において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

同 施行規則第2項

厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

同 施行規則第3項

都道府県労働局長は、第1項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めるものとする。

平成29年度

神 奈 川

雇用施策等実施方針

神 奈 川 労 働 局
神 奈 川 県

第1	神奈川の労働行政を取り巻く情勢	1
1	社会経済情勢.....	1
2	雇用・職場環境をめぐる状況.....	1
	(1) 雇用情勢	1
	(2) 職場環境	2
	(3) 女性の就業環境	2
第2	現状と課題	2
1	「全員参加型の社会」の実現加速	3
	(1) 若年者・非正規労働者の雇用対策.....	3
	(2) 高年齢者の雇用・就業機会の確保.....	3
	(3) 障害者に対する就労支援の推進	3
	(4) 女性就業環境の整備と就業支援の推進.....	3
	(5) 生活困窮者に対する就労支援の推進	3
2	人材ニーズに対応した職業能力開発の充実.....	4
	(1) ニーズを踏まえた職業訓練.....	4
	(2) ジョブ・カード制度の推進.....	4
3	働き方改革の実現、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保.....	4
	(1) 過労死等防止対策の推進	4
	(2) ワーク・ライフ・バランスの実現.....	4
	(3) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する取組	5
	(4) 労働災害の防止	5
	(5) 石綿による健康被害の防止.....	5
	(6) メンタルヘルス対策の推進及び自殺対策	5
	(7) 健康づくり対策	5
	(8) 受動喫煙防止対策.....	6
	(9) 事業場における治療と職業生活の両立支援対策	6
4	個別労働紛争の解決の促進	6
第3	神奈川労働局と神奈川県が協働して取り組むべき事項	6
1	雇用を通じて誰もが参加できる社会の実現.....	6
	(1) 新卒者の雇用対策の推進	6
	(2) 若年者（若年非正規雇用労働者を含む）の雇用対策の推進	7
	(3) 高年齢者の雇用対策の推進.....	7
	(4) 非正規雇用労働者の雇用対策の推進	8
	(5) 障害者の就労促進（障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現）	8
	(6) 就職に特有の困難を抱える求職者への支援	9

(7) 保健・福祉人材の確保.....	9
(8) がん患者等の長期療養者に対する就職支援事業の推進.....	10
(9) 違法派遣、偽装請負等の防止・啓発.....	10
(10) 女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援及びパートタイム労働対策の推進.....	10
(11) 外国人労働者の雇用管理の改善.....	10
(12) 林業労働力確保対策.....	11
(13) 神奈川県と神奈川労働局の協定に基づく一体的実施事業の推進.....	11
2 重層的なセーフティネットの構築.....	11
(1) 公的職業訓練によるセーフティネットの確保.....	11
(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進.....	11
3 働き方改革の推進、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保.....	12
(1) 過労死等防止対策の推進.....	12
(2) 働き方改革の推進.....	12
(3) 神奈川働き方改革会議の開催.....	12
(4) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組.....	12
(5) 建設業における労働災害の防止.....	12
(6) 介護労働者の労働条件確保改善・社会福祉施設の労働災害防止.....	12
(7) 飲食店の労働災害防止対策・労働条件確保対策.....	13
(8) 石綿による健康被害の防止.....	13
(9) メンタルヘルス対策.....	13
(10) 健康づくり対策.....	13
(11) 職場における受動喫煙防止対策.....	13
(12) 事業場における治療と職業生活の両立支援対策.....	13
(13) 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進.....	13
4 個別労働紛争の解決の促進.....	14
5 地方創生の促進.....	14

平成29年度神奈川雇用施策等実施方針

(地域の利用者の立場で協働を深める)

社会経済情勢に対応した雇用対策の迅速かつ適切な推進、少子高齢化の進展への着実な対応、女性の活躍推進、労働者の心身の健康確保など、神奈川県において労働行政が果たしている役割は非常に大きいものがある。

神奈川労働局及び神奈川県は、雇用施策、仕事と生活の調和といった分野を中心に、持てる施策を結集し「協働」して対応していくこととし、ここに「神奈川雇用施策等実施方針」を共同策定するものである。

第1 神奈川の労働行政を取り巻く情勢

1 社会経済情勢

県内の経済情勢については、日本銀行横浜支店が発表した平成29年2月の金融経済概況によれば「回復の動きがみられている」としている。

浜銀総合研究所がまとめた県内経済見通しによれば、平成29年度における県内景気は輸出や生産が増勢を取り戻すにつれて、次第に持ち直しの動きが強まってくると見込み、県内からの輸出は米国景気の回復や円安の効果で次第に増勢を取り戻し、生産も増加してくると予想した。また、製造業を中心とした企業業績の改善やみなとみらい地区などの開発事業の進捗を受けて設備投資も堅調に増加すると見込んだ。企業業績が上向くことで雇用所得情勢の改善テンポもやや強まることから、個人消費は緩やかに増加すると見込み、住宅投資は年後半に弱含むと見込まれるものの、公共投資はインフラ投資などを中心に高水準で推移するとした。

以上のことから、実質県内総生産の伸び率は、平成28年度は前年比+0.8%になると見込まれるものの、平成29年度については同+1.2%と伸びが高まると予測している。

また、我が国では人口の減少及び少子・高齢化が進行しているが、神奈川県の人口は、平成18年5月に大阪を抜き全国で第2位となるなど、依然として増加が続いている。しかし、神奈川県の人口は、平成31年ごろには減少に転じると推計されており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、平成27年の915万人から平成52年には834万人に減少し、65歳以上の人口は平成27年の220万人から平成52年には292万人に増加して、総人口に占める65歳以上の割合は約35%まで上昇するとされている。

2 雇用・職場環境をめぐる状況

(1) 雇用情勢

平成28年は中国経済の減速、熊本地震の発生、英国のEU離脱、原油価格の下落などにより、設備投資は増加傾向で推移したものの、輸出や生産で弱い動きとなり、また、円高の進行や夏場の天候不順などにより個人消費も鈍い動きとなったため、神奈川県の経済は総じて景気回復の動きが鈍いものとなった。もともと、年末には米国大統領選挙をきっかけに円安傾向となり株価も上昇傾向に転じたため、企業の業況感や消費マインドにも改善の動きがみられてい

る。

このような中、雇用情勢は比較的堅調に推移しており、職種によっては人手不足が深刻な状況が続いている。神奈川県の前年28年の有効求人倍率は1.05倍で前年より0.12ポイント改善された。平成27年12月に1倍台を超えて以来13カ月連続で1倍台を維持し、年平均で1倍台を超えたのは平成18年以来10年ぶり。有効求人数については、前年同月比で80か月連続（平成28年12月現在）で増加しており、有効求職者については、前年同月比で79か月連続（平成28年12月現在）で減少している。

雇用情勢については「持ち直している。」が、今後については、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意しつつ、引き続き注視していく必要がある。

(2) 職場環境

平成28年の神奈川県に勤務する一般労働者(常用労働者のうち、パートタイム労働者を除く。)の年間総実労働時間数(労働者数5人以上規模事業場)は2,027時間(所定内労働時間は1,836時間、所定外労働時間は191時間)であり、前年に比べ8時間減少したものの、依然として年間2,000時間を超え、全国平均の2,024時間を上回っている。業種別に見ると、運輸・郵便業、宿泊業・飲食サービス業、建設業などで長くなっている(毎月勤労統計調査—神奈川県)。

年次有給休暇の平均取得率は、前年より1.4ポイント増加したものの55.6%にとどまっている(平成27年度中小企業労働事情実態調査)。

また、平成28年に監督指導を実施した約5,000事業場のうち、労働時間に関する法違反が認められた事業場は約26%と他の違反よりも際立って高い割合となっており、業種別に見ると、運輸交通業、保健衛生業、接客娯楽業などで労働時間に関する法違反率が高くなっている。

平成28年11月の現金給与総額(労働者数5人以上規模事業場)は288,590円、前年同月比0.5%の増加(全国平均は0.2%増加)となっており、一般労働者は前年同水準、パートタイム労働者は1.1%減少となっている(毎月勤労統計調査—神奈川県)。

平成28年の監督機関に対する申告件数は1,509件で前年に比べ125件減少し、平成22年以降減少傾向にあるが、賃金不払を中心に労働基準関係法令上問題が認められる事案が依然として数多く寄せられている。

さらに、平成27年度の労災補償支給決定件数は脳・心臓疾患が19件、精神障害が38件で高止まりの状況にある。

(3) 女性の就業環境

女性労働力の活用は重要であるが、出産前後で就労を継続している女性の割合は、この20年間大きな変化がなく、平成24年の就業構造基本調査によると、25～44歳で未就学児の育児をしている女性の有業率は41.1%(全国52.4%)と神奈川県が最も低くなっている。

第2 現状と課題

1 「全員参加型の社会」の実現加速

(1) 若年者・非正規労働者の雇用対策

景気が回復傾向にある中で、若年者及び非正規雇用労働者の正社員雇用化が課題となっている。

新規学卒者については、地方自治体・学校・経済団体等の連携を強化し、新卒応援ハローワークが核となって、在学中から卒業後まで就職をあきらめさせないための、一貫した切れ目のない支援を行う必要がある。

非正規雇用労働者のキャリアアップのための環境を整備し、雇用の安定・人材育成・処遇改善等を総合的に支援する必要がある。

(2) 高齢者の雇用・就業機会の確保

高齢者雇用安定法を踏まえ、企業における高齢者雇用が一層進むように取り組んでいくとともに、65歳以降の高齢者を含め、働く意欲のある高齢者に対する再就職支援を充実・強化しつつ、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取り組みが必要である。

(3) 障害者に対する就労支援の推進

平成28年6月1日現在において県内の民間企業の法定雇用率達成割合が全体46.7%という状況であることから、事業主の障害者雇用に対する理解促進と、特に、実雇用率が低調な中小企業に対し重点的に雇用率達成指導を実施していく必要がある。

また、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関や事業主団体、神奈川県や県教育委員会との連携等を図り、職場実習先の確保や企業見学会等を実施することにより、就労支援機関や医療機関を利用している障害者や特別支援学校の生徒等の雇用促進を図ることが必要である。

(4) 女性就業環境の整備と就業支援の推進

妊娠・出産、産前産後休業の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱いに係る相談は、依然として多数寄せられている。また、平成29年1月1日に施行された改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法において、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を事業主が講じることが新たに義務付けられたところであり、事業主、男女労働者とも、女性の活躍推進や両立支援制度について理解を深め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備し、仕事と生活の調和の取れた働き方を実現することが必要である。

(5) 生活困窮者に対する就労支援の推進

生活保護受給者数は、平成27年3月に過去最高を記録し、現在も高い水準で推移していることからハローワークと自治体が一体となり生活保護受給者を含む生活困窮者に対する就労支援をさらに進める必要がある。

2 人材ニーズに対応した職業能力開発の充実

(1) ニーズを踏まえた職業訓練

新たな知識・技能の習得を通じ離職者等の再就職が促進されるよう、成長が見込まれる分野等を中心に職業訓練を推進し、労働市場の動向や労働者の適性に応じた適切な支援を行う必要がある。そのため、地域の人材ニーズを的確に把握のうえ、人材ニーズを十分に踏まえた職業訓練の設定が重要である。

(2) ジョブ・カード制度の推進

非正規雇用労働者等の職業能力形成の機会に恵まれなかった者に対し、職業能力の習得を促進し、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを通じた就職支援を行う必要がある。

3 働き方改革の実現、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保

労働者を取り巻く様々な社会情勢や生活習慣の変化等を背景として以下のような問題が生じており、対応が求められている。

(1) 過労死等防止対策の推進

働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重な労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

また、「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）に沿って、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進していく必要がある。さらに、昨年12月26日に開催された第4回長時間労働削減推進本部で決定された「過労死等ゼロ」緊急対策に基づき、違法な長時間労働を許さない取組の強化等に係る各施策を推進していく必要がある。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

政労使の合意による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び行動指針において、平成32年までの目標として、「年次有給休暇取得率70%」、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成20年の10%から5割減」とすることが定められ、「日本再興戦略」改訂2015においても、防止を含めた働き方改革の実行実現に引き続き取り組むこととされている。

しかしながら、神奈川県の場合を見ると、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は10.3%（平成24年）と、全国で4番目に多い状況にあり、また、年次有給休暇の取得率は55.6%台と全国的には高いものの、国の目標を大きく下回っており、また、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態がみられる。

このため、「神奈川働き方改革推進本部」及び「神奈川働き方改革会議」の取組方針の下、神奈川労働局と神奈川県が政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）等と協働して、働き方・

休み方の見直しを促進していく必要がある。

(3) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する取組

劣悪な雇用管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、各方面でその存在と対策の必要性が指摘されている。これらの企業等においては、長時間労働の抑制や賃金不払残業の解消等、法定労働条件の履行確保に加え、職場のパワーハラスメントの予防と解決に向けた職場環境の改善に向け、神奈川県と協働して労働基準関係法令等の周知や相談体制の強化等の対策を講じる必要がある。

(4) 労働災害の防止

平成28年の労働災害（平成29年1月末日現在速報値）は、全産業での死亡者数が25人で前年同期比4人減少し、休業4日以上之死傷者数については6,282人であり、前年同期と比べ124人の増加となった。

労働災害の防止対策について、平成25年度から平成29年度までの5か年にわたる「第12次労働災害防止推進計画」の最終年度として、重篤災害多発業種、災害増加傾向業種、並びに多発している災害の事故の型に着目した対策を引き続き推進していく。

(5) 石綿による健康被害の防止

石綿による健康障害は社会的な問題になっており、石綿を含有した建材を用いた建物の解体等の作業は今後も増加することが見込まれる。ビル等解体工事における石綿含有耐火被覆材等の労働者へのばく露防止対策の徹底を図るためには、石綿障害予防規則等を所管する神奈川県労働局と建設リサイクル法及び廃棄物処理法を所管する神奈川県との一層の連携が重要である。

(6) メンタルヘルス対策の推進及び自殺対策

神奈川県内の平成28年の自殺者数は、1,125人(警察庁統計・速報値)であり、平成24年以降、減少傾向を示しているものの、依然として千人を超え、毎年その約3割が勤労者の自殺で占められている。また、県内の精神障害等の労災補償請求は、平成27年度は118件と平成26年度からやや減少したが、なお高止まりの状況にあり、心身両面からの健康づくりに向けた職域・地域の連携を神奈川県と一層推進していく必要がある。

平成27年12月1日から施行されたストレスチェック制度については、実施体制の整備を主に中小規模事業場での取組に困難が認められることから、円滑な運用に向けた有益・有用な情報の提供をさらに進めていく必要がある。

(7) 健康づくり対策

事業場における一般定期健康診断の有所見率は50%を超えており、項目別には血中脂質、血圧、肝機能検査の有所見割合が高い。平成27年の神奈川県内の死亡者の主な死因は第1位が悪性新生物、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患、第4位が肺炎であり、生活習慣病の予防をはじめ、健康づくりを一層推進していくために、職域・地域が連携した取り組みが引き続き必要である。

(8) 受動喫煙防止対策

改正・労働安全衛生法の施行によって平成27年6月1日から受動喫煙防止対策が努力義務化され、厚生労働省では引き続き、受動喫煙防止対策に取り組む事業者への助成金や相談支援などの委託事業を実施している。

神奈川県では「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を平成22年4月1日から施行、分煙基準に適合した分煙設備等を整備する中小企業者への融資・利子補給制度を実施している。

受動喫煙防止対策の推進に向け、法令・条例の周知やこれらの助成金制度や融資制度等の活用を促進を連携して取り組むことが必要である。

(9) 事業場における治療と職業生活の両立支援対策

医療技術の進歩により疾病を抱える労働者の就業可能性が向上する中、十分な治療と雇用関係の継続や就業との両立をめぐる事業場内のしくみづくりが期待されている。

治療と職業生活の両立支援対策の一層の促進に向け、神奈川県やその他の関係機関・団体との連携を進めていく必要がある。

4 個別労働紛争の解決の促進

個別労働関係紛争の自主的解決を促進するために、紛争の自主的解決に資する情報、自主的解決のためのノウハウを事業主、労務担当者等に対して情報提供することを目的としたセミナーの開催等について、神奈川県と連携して取り組むことが必要である。

第3 神奈川県労働局と神奈川県が協働して取り組むべき事項

国が推進する労働の分野における各種施策は、地域の実情に即した展開が重要であり、地方公共団体、労使団体等と緊密な連携を図りながら推進していく必要がある。

神奈川県労働局と神奈川県は、国と県の一体的取り組みの開始により両者の連携が一層強化されたことを踏まえ、平成25年度から「神奈川労働総合調整会議」を毎年開催する等、更なる連携・協働体制の整備を進めてきたところであり、今年度においても本実施方針に基づき、最新の雇用情勢の共有や日常的な連携を図りつつ、各種施策に神奈川県労働局と神奈川県が一体となって取り組む。

1 雇用を通じて誰もが参加できる社会の実現

(1) 新卒者の雇用対策の推進

新卒者の雇用促進に向けて、下記の事業を神奈川県と連携して実施する。

ア 神奈川新卒者等就職・採用応援本部の運営

神奈川県労働局長を本部長に、神奈川県、教育委員会、経済団体及びその他自治体等で構成する「神奈川新卒者等就職・採用応援本部」を核とし、地域関係機関が一体となって新卒者への就職支援を実施する。

イ 経済団体への雇用要請

神奈川県知事と神奈川県労働局長が県内経済団体を訪問し、新卒者の雇用機会の確保等に

ついて協力要請を行う。

ウ ワンストップ型の支援サービス

かながわ総合しごと館スマイルワークにおいて、「かながわ若者就職支援センター」（神奈川県運営）と「わかもの支援コーナー」及び「横浜新卒応援ハローワーク」（ハローワーク運営）の各施設において、一体的にワンストップ型の支援サービスによる効果的な支援を行うとともに、施設利用を促進するための、広報活動に協力して取り組む。

エ 各種支援事業実施に向けた協働

就職面接会、企業説明会及び支援セミナー等の支援事業において求人企業や参加企業の募集、広報等を神奈川県と協働する。

(2) 若年者（若年非正規雇用労働者を含む）の雇用対策の推進

若年者（若年非正規雇用労働者を含む。）の雇用促進に向けて、下記の事業を神奈川県と連携して実施する。

ア かながわ若者就職支援センターとわかもの支援コーナー等との連携

神奈川県が運営し、キャリアカウンセリング、セミナー等の支援を行うかながわ若者就職支援センターと、職業紹介を行うわかもの支援コーナー及び横浜新卒応援ハローワークが一体となって、若年者への就労支援を行う。

また、中途退学者向けのグループワーク等を行うことにより、非正規労働化を未然に防ぎ、正規労働へ向けた支援を行う。

イ 若者応援宣言事業の推進及び認定制度の周知

ハローワークに若者を対象とした求人を提出した企業のうち、若者の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を公表する中小・中堅企業（若者応援宣言企業及びユースフル認定企業）を積極的に支援していく。また、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく若者の雇用管理が優良な中小企業を認定する「認定制度」の周知を神奈川県と協力して実施する。

ウ 正規雇用を目指す若年者等への支援

正規雇用を目指す若年者等（いわゆる就職氷河期世代を含む）と、若年者や女性の人材育成・就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業等をマッチングするため、企業募集や広報活動、面接会の運営等に神奈川県と協働して取り組む。

エ 経済団体への雇用要請

神奈川県知事と神奈川労働局長が県内経済団体を訪問し、若年者の雇用機会の確保等について協力要請を行う。

(3) 高齢者の雇用対策の推進

高齢者の雇用拡大に取り組む支援として、下記の事業を神奈川県と連携して実施する。

ア 生涯現役促進地域連携事業への協力

神奈川県が主体となり設置した神奈川県生涯現役促進協議会にオブザーバーとして協力し、高齢者の就労に向けた支援、企業に対しては高齢者の雇用に向けた要請に取り組む。

イ シニア・ジョブスタイル・かながわでの一体的取組

多様な働き方を支援するため神奈川県が設置し、キャリアカウンセリング、専門相談等を行う同機関において、ハローワークコーナーでの職業相談・職業紹介及び施設に関する広報を一体的に実施していく。

ウ シルバー人材センター事業の推進

多くの高齢者が定年後は地元地域での活躍の場を求めていることから、シルバー事業の推進を神奈川県と連携して行う。

また、現役世代をサポートするため介護、保育等の取組を拡大し、多くの高齢者が就業・就労できるよう取り組む。

エ 経済団体への雇用要請

神奈川県知事と神奈川労働局長が県内経済団体を訪問し、高齢者の雇用機会の確保等について協力要請を行う。

(4) 非正規雇用労働者の雇用対策の推進

非正規雇用労働者の雇用促進に取り組む企業への支援として、下記の事業を神奈川県と連携して実施する。

ア 経済団体への雇用要請

神奈川県知事と神奈川労働局長により、県内主要経済団体に対し非正規雇用労働者の正社員としての雇用機会の確保及び現在雇用している非正規労働者の正社員転換・待遇改善等について協力要請を行う。

イ キャリアアップ助成金の活用

キャリアアップ助成金を活用し、雇用する非正規雇用労働者等に対する、無期雇用への転換、職業訓練、処遇改善等の正規雇用化を促進するため、制度の周知を神奈川県と連携して行う。

(5) 障害者の就労促進（障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現）

障害者がいきいきと働ける社会を実現するために、下記の事業を神奈川県と連携して実施する。

ア 「神奈川県障害者雇用推進連絡会」の運営

神奈川労働局、神奈川県、労使団体等を構成員とする「神奈川県障害者雇用推進連絡会」の取組を積極的に推進する。

イ 経済団体への雇用要請

神奈川県知事と神奈川労働局長が直接県内経済団体を訪問し、障害者の雇用機会の確保等について協力要請を行う。

ウ 中小企業への積極的な支援

ハローワークは、神奈川県障害者雇用促進センターと、中小企業への同行訪問や情報共有に努めるなど、中小企業への支援を積極的かつ一体的に実施することにより障害者雇用の一層の促進と企業の職場定着支援力の向上を図る。

エ 「チーム支援」の推進

ハローワークは、地域の中核として神奈川県とともに関係支援機関・学校との連携を図る。

オ 障害者の職業能力開発支援の充実

ハローワークは、神奈川県との連携をとりながら、真に職業訓練を必要とする者に職業訓練の機会が付与されるよう適切な受講あっせんに努める。また、訓練受講中及び訓練終了後の効果的な就職支援を行う。

カ 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

神奈川労働局は、神奈川県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部と共催で、障害者雇用促進フォーラムを開催し、障害特性等の理解及び雇用の促進を図る。

(6) 就職に特有の困難を抱える求職者への支援

就職に際して、本人の家庭環境や性的マイノリティーであることなどが原因で、本人の望む就職が難しい求職者に対し、神奈川県と連携して支援を実施するとともに、事業主への理解を促進する。

ア ひとり親支援

かながわ若者支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターと、ハローワークがそれぞれ実施する取組について、相互の連携や広報協力を図りつつ実施する。

また、公共職業訓練において、神奈川県が設けたひとり親優先枠の周知を対象求職者に行い、職業訓練を受講しやすい環境を整備する。

イ 児童養護施設等を退所した子どもたちへの支援

神奈川県が主催する施設退所児童のための就職支援検討会を通じて、相互に情報共有を図るとともに、雇用に向けた支援を実施する。

ウ 性的マイノリティーを持つ求職者への支援

神奈川県が実施する性的マイノリティーの若年求職者向けのキャリアカウンセリングの広報協力を実施するとともに、ハローワークが取り組んでいる職業相談・職業紹介などの支援内容がより充実するよう、神奈川労働局が実施している職員向けの研修に対し協力を依頼する。

(7) 保健・福祉人材の確保

保健・福祉分野の人材確保のために、下記の事業を神奈川県と連携して実施する。

ア 保健・福祉人材の確保

保健・福祉人材の確保・定着を図るため、ハローワークは、ナースセンターや福祉人材センターと協力してマッチング強化を図るとともに、神奈川労働局、神奈川県をはじめとする関係機関で構成する「神奈川福祉人材確保推進協議会」等を通じ、地域における福祉・介護人材確保に係るネットワークを構築し、各機関の施策についての情報共有及び連携を図る。

イ 保育士の人材確保

保育士の人材確保を図るため、「保育士マッチング強化プロジェクト」に基づき、神奈川県、市町村及び保育士・保育所支援センター等の関係機関と連携し、研修会、相談会、保育所見学会及び就職面接会等の開催に係る情報共有・求職者・求人者へ積極的な周知徹底及び未充足求人に対するフォローアップを強化する。

(8) がん患者等の長期療養者に対する就職支援事業の推進

がん患者等の長期療養者の就職支援については、ハローワーク横浜及びハローワーク相模原に「長期療養者職業相談窓口」を開設しており、がん診療連携拠点病院（ハローワーク横浜においては横浜市立市民病院と神奈川県立がんセンター、ハローワーク相模原においては北里大学病院）と連携した事業を実施していく。また、神奈川県と共催で実施している仕事と治療の両立支援のための企業向け研修を通じて、事業者への就職支援の周知を図っていく。

(9) 違法派遣、偽装請負等の防止・啓発

平成27年9月30日に改正法が施行された労働者派遣法について、その正しい理解と履行の確保のため、神奈川県と連携して、以下の周知啓発を行う。

神奈川県と共催する、派遣先・派遣元事業主、請負事業者、発注者を対象とした「労働者派遣事業適正化セミナー」を開催し、違法な派遣や偽装請負等の防止・啓発および平成27年10月1日施行の労働契約申込みみなし制度の周知を図る。

派遣労働者等を対象として開催する「派遣労働者セミナー」の広報を神奈川県と協働する。

(10) 女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援及びパートタイム労働対策の推進

女性の活躍推進や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、神奈川労働局及び神奈川県は連携して、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法について周知徹底を図るとともに、神奈川県知事と神奈川労働局長が県内経済団体を訪問し、女性に関する雇用要請を行うほか、ポジティブ・アクションの取組と女性の活躍・両立支援総合サイトを活用した情報開示、先進企業の取組事例の情報提供等により管内企業の一層の取組促進を図る。

さらに、より多くの県内企業、特に300人以下の中小企業が、女性の活躍推進や、男性の育児休業取得促進に取り組む気運を醸成するためのシンポジウム等を神奈川労働局と神奈川県との共催により開催することを検討する。

平成29年度も、神奈川労働総合調整会議を始めとする連絡会議等を開催し、就職支援や子育て・女性活躍支援に関する各種情報の共有を図るとともに、就職、就業継続支援に係る具体的な連携の在り方を協議する。マザーズハローワーク等において、就業を希望する子育て女性等にきめ細かな就業支援を行う。

また、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づき、神奈川県が子ども・子育てを支援している事業者を「かながわ子育て応援団」と認証する制度の普及促進を図り、神奈川労働局においても、神奈川県と連携し、認証制度を取得した企業及び労働局に一般事業主行動計画を策定・届出した企業に対し、認定制度、「次世代認定マーク(くるみん・プラチナくるみんマーク)」の周知を図ることにより、さらなる取組を促進する。

さらに、神奈川県と連携してパートタイム労働法の周知を徹底し、県内のパートタイム労働者の均等・均衡待遇を図る。

(11) 外国人労働者の雇用管理の改善

神奈川県との共催により開催する「外国人雇用管理セミナー」において、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を事業主に周知する。

さらに、神奈川県は県内の労働センターに寄せられる外国人労働相談を例示する等、同指針の啓発指導に協力する。

また、神奈川県が主催する「外国人労働者問題連絡調整会議」に出席し、外国人労働者の雇用管理改善に向けた連携を図り、厚生労働省委託による外国人就労定着支援研修の修了者を神奈川県の委託訓練につなげる取り組みを行う。

さらに、神奈川県が国家戦略特別区域の取組として実施する「家事支援外国人受入事業」においては、「神奈川県第三者管理協議会」の構成員として連携する。

(12) 林業労働力確保対策

神奈川労働局・ハローワーク・神奈川県・神奈川県森林組合連合会が共催で「かながわ林業就職面接会・就業相談会」を開催し、新規就労者を求める林業事業体と林業への就職希望者のマッチングを行い、併せてかながわ森林塾「演習林実習コース」受講者に対する就職促進を図り、林業労働力確保に向けた効率的な取り組みを推進する。

(13) 神奈川県と神奈川労働局の協定に基づく一体的実施事業の推進

「アクション・プラン」(平成22年閣議決定)に基づく神奈川労働局と神奈川県との一体的実施事業については、かながわ総合しごと館スマイルワーク内の「シニア・ジョブスタイル・かながわ」で中高年齢者を対象に、「マザーズハローワーク横浜」で女性を対象に就労支援を展開している。引き続き、神奈川県と一体的な就労支援を実施する。

2 重層的なセーフティネットの構築

(1) 公的職業訓練によるセーフティネットの確保

ハローワークは雇用保険を受給できない求職者に対して、公共職業訓練あるいは求職者支援訓練の適切な誘導、受講あっせんを行うとともに、訓練修了後に安定した就職を実現できるよう、きめ細かな就職支援を行う。更に、訓練機関を通じて求人情報の提供等を行うことにより訓練受講者の早期の就職を支援する。

また、適切な誘導、受講あっせんを行うことができるよう神奈川県と連携し、ハローワーク職員向けに職業訓練校等の見学会や体験会を実施する。訓練終了間近の受講生には「訓練休」を活用したハローワーク窓口での就職支援を実施する。

神奈川県は、求職者のニーズに則した効果的な公共職業訓練を実施するとともに、訓練受講者に対する就職面接会等の情報提供や、未就職者に対してはハローワークへの訪問を勧奨する等、様々な就職支援に取り組む。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、神奈川県と協定を締結し、福祉事務所への巡回相談等を実施して、生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者、生活保護の相談・申請段階の者等に対しワンストップ型の就労支援を行う等、一層の連携強化を図る。

3 働き方改革の推進、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保

(1) 過労死等防止対策の推進

過労死等防止対策推進法に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）等に基づき、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進する。

このため、過労死等防止啓発月間（11月）における「過労死等防止対策推進シンポジウム」等の取組をはじめ、労使を対象とした啓発、セミナー、街頭労働相談の実施に当たっては、神奈川県と協働する。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が構すべき措置に関するガイドライン」の指導及び周知に取り組む。

(2) 働き方改革の推進

長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、神奈川県知事と神奈川労働局長が県内経済団体を訪問し、職場環境の改善について協力要請を行うほか、「神奈川働き方改革推進本部」及び「神奈川働き方改革会議」の取組方針の下、神奈川県と連携して、管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを実施し、各企業等における働き方改革を促進する。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進に向けて、労使の自主的な取組を促進するため、神奈川労働局、神奈川県及び政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）が連携して、ワーク・ライフ・バランス講演会の開催等を行い、各機関のホームページや広報誌を活用して情報提供を行うなど気運の醸成を図る。

(3) 神奈川働き方改革会議の開催

地域の実情に応じた働き方改革を進めるため、若者や非正規雇用者を始めとする労働環境や処遇の改善等に向け気運が高まるよう、神奈川県及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議として、神奈川働き方改革会議を継続的に開催していく。

(4) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組

若者の使い捨てが疑われる企業等に対する平成28年11月に行った「過重労働解消キャンペーン」における取組結果等を踏まえ、神奈川県と連携して労使を対象としたセミナーの開催や労働相談会の実施など相談体制の整備などに取り組み、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止、賃金不払残業の解消を推進する。

(5) 建設業における労働災害の防止

「公共工事発注機関連絡会議」及び「建設工事関係者連絡会議」を開催するとともに、神奈川県の発注する建設工事現場における災害防止対策として、引き続き工事現場の安全パトロールの実施、安全対策技術講演会の開催等について連携を深める。

(6) 介護労働者の労働条件確保改善・社会福祉施設の労働災害防止

介護労働者の労働条件確保・改善及び社会福祉施設の労働災害防止対策（腰痛対策を含む）

として、神奈川県が主催する介護保険事業者向け集団指導講習会において、労働基準関係法令等の説明や労働災害防止対策等の周知、関係資料配付を行うとともに、新規開設事業場の把握等についても連携を深める。

(7) 飲食店の労働災害防止対策・労働条件確保対策

飲食店の労働災害防止対策・労働条件確保対策として、労働関係法令等の説明、関係資料の配付等を神奈川県が主催する食品衛生責任者講習会等の場を活用して行うなどの周知・啓発のため関係機関の部署と連携を深める。

(8) 石綿による健康被害の防止

神奈川労働局と神奈川県等をはじめとする自治体との協定に基づき、連絡会議の開催、情報の共有化、立入検査、合同パトロール等について連携を強める。

(9) メンタルヘルス対策

神奈川労働局主催の「神奈川メンタルヘルス対策推進会議」、神奈川県主催の「かながわ自殺対策会議」で、関係機関との連携及び情報の共有化を図る。

また、ストレスチェック制度の実施について神奈川県と連携して周知啓発を行う。

(10) 健康づくり対策

神奈川労働局が開催する「神奈川健康づくり推進会議」、神奈川県が開催する「かながわ健康プラン2 1 推進会議」及び「地域・職域連携推進部会」で、関係機関との連携及び情報の共有化を進める。

また、神奈川健康づくり推進会議の主催による「働く人の健康づくり研修会」を開催し、心身両面にわたる健康づくり対策の推進を図る。

(11) 職場における受動喫煙防止対策

国の助成金制度と神奈川県の融資・利子補給制度についての情報を共有化し、助成金制度及び融資制度を中心とした受動喫煙防止対策説明会を共同で開催する。また、受動喫煙防止措置の努力義務化についての周知啓発などに神奈川県と連携して取り組み、禁煙又は分煙による受動喫煙の防止を推進する。

(12) 事業場における治療と職業生活の両立支援対策

神奈川県やその他の関係機関・団体の参画を得る「事業場における治療と職業生活の両立支援 担当者会議」の場等を通じ、治療と職業生活の両立支援に向けた取り組みを行う労働者・事業場に対する有益・有用な情報の提供を引き続き進めていく。

(13) 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進

医療法に基づき平成27年1月5日に設置された「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」において、勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関からの相談等に対してワンストップで対応できる支援を、神奈川県と協働して円滑に実施する。

4 個別労働紛争の解決の促進

個別労働関係紛争の自主的解決を促進するために、個別労働関係紛争の自主的解決に資する情報やノウハウを事業主、労務担当者等に対して情報提供することを目的とした「紛争自主解決支援セミナー」を神奈川県との共催により開催する。

5 地方創生の促進

東京在住・在勤者を対象とする移住・二地域居住を促進するために、県内各地域で行う面接会等において、神奈川県や近隣市町村と連携し、移住・二地域居住に関する相談コーナーを設置することや、神奈川県が設置している「ちょこっと田舎・かながわライフ支援センター」等にて、県内求人情報や面接会情報の提供を行う。